

(別 紙)

2024 年度事業計画

1 事業方針

2024 年の通常国会では食料・農業・農村基本法及び農地関連法などの改正が予定されており、農政の転換期にあたる。

課題先進国と言われる我が国では、少子高齢化の影響で人口減少の予測が確実視されており、農業においても基幹的農業従事者数の激減で農業構造の変化が見込まれる。

これらは、地域コミュニティの維持や農業インフラの機能確保に危機的な状況を及ぼす可能性がある。そのため、都市住民が農村に関与することの推進等といった国内対策はもちろん、国内市場が縮小するなかでインバウンドや越境 EC など海外市場の獲得が重要視されている。

こうした情勢を踏まえ、観光農園や農泊、加工販売、消費者交流などに取り組む「農のふれあい交流経営者協会」は、国民へ農業・農村の魅力を提供することとともに、農産物にさらなる付加価値をつけ、海外展開していく必要がある。

以上のことから、農のふれあい交流経営者協会は次のことに取り組むこととする。

2 事業計画

(1) 諸会議の開催

①通常総会

今年度の事業計画・収支予算等を協議・決定するため、総会を開催する

②役員会

事業方針及び重要事項について協議するため、役員会を開催する。

(2) 研究会の開催

優良経営の視察や会員の情報交換の促進を図るため、現地研究会やウェブ研究会を行う。

(3) 女性や青年後継者の交流促進

経営を担う者として、女性や青年後継者も含めて、広く会員相互の交流を促進する。

(4) 全国農業経営者研究大会等への参加

全国農業経営者協会等が主催する全国農業経営者研究大会をはじめとする各種企画に協力するとともに会員に参加を呼びかける。

(5) 情報活動の実施等

全国農業新聞等への記事掲載やホームページ・SNS等の活用により、都市農村交流をめぐる動きや会員の動向等について情報発信し、都市農村交流の発展に寄与する。また、農業の魅力や当協会の活動について、消費者に向けたPR活動を実施する。

(6) 要望等の農政活動

都市と農村交流の確立・社会的地位の向上のため、関係各方面との折衝、懇談会などを実施する。

(7) 会員への情報発信

上記活動で得た知見や農政情報などを共有するため、会員に対してメール等で定期的に情報発信を行う。